

## 八幡市メーターバイパスユニット設置基準

メーターバイパスユニット（以下「ユニット」という。）とは、バイパス側に流路を切換えることにより、断水を伴わずメーター取替えが行えるよう、流路切換弁、バイパス、仕切弁及びメーター接続機器等から構成される一体の給水用具と定義する。

### （目的）

第1条 この基準は、口径 50mm、75mm のメーターを設置している箇所のメーター取替えを行う際に、断水等の支障をきたす問題が生じるため、メーターボックスに替わりユニットを設置することとし、その取扱いを定めることを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 八幡市水道事業区域内において、口径 50mm、75mm のメーターを設置する箇所に対して適用する。

### （基本構造）

第3条 ユニットの基本構造は、メーター1次側に流路切換弁、2次側に仕切弁、二つの弁をつなぐバイパス管、メーターますが一体となっている給水用具とする。

### （基本条件）

第4条 前条に定める構造のほか、次の各号の条件を備えること。

- (1) ユニットの構造、材質の基準に関する省令に適合すること。
- (2) 水質を汚染しないものであること。
- (3) メーターの取付け、取外しの際に専用工具を使用しない構造であること。
- (4) 流路切換には専用ハンドルを使用し、水道事業者しか操作できないこと。
- (5) 流路をバイパスに切替えることにより、断水せずにメーター取替えを行えること。
- (6) バイパス管内に停滞水が生じないこと。
- (7) メーターの補足管を使用しない構造とし、メーターの脱着はメーター接続機器の伸縮機能により行うこと。メーター1次側との接続方式は、そのメーター呼び径に応じたヴィクトリックジョイントによる接続とし、メーター2次側との接続方式はフランジ接続であること。

- (8) 流路切換弁は止水機能を有するものであること。
- (9) 流路切換弁操作のハンドルはバイパスに流路を切換えたとき、取り外しできない構造とすること。
- (10) 流路切換の際、ユニット下流の圧力に悪影響がないこと。
- (11) メーター内の水圧又は空気を抜くための空気抜きを、流路切換弁の直近下流に設けること。
- (12) ユニットに逆流を防止する機能を有するものとするか、ユニットの2次側に逆止弁を設置すること。
- (13) 各機器の配置、形状等は、メーター取替え、弁操作、点検、補修等に支障がないこと。
- (14) メーターますは実用上必要な強度を有し、耐久性に優れていること。内部に水が溜まらないように、底部に水抜き用の穴を設けること。蓋は容易に外れない構造とし、交換可能であること。
- (15) メーターますは水道用メーターますであることが明確にわかること。
- (16) メーター接続機器は表1に示すメーターに対応できること。

表1 メーターの面間長 (単位：mm)

口径	50	75
面間長 (補足管なし)	245	300

(ユニットの設置)

第5条 ユニットの設置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ユニットの設置については、1階地表部、車両通行の無い場所に検針・維持管理が容易な状態で設置する。
- (2) ユニットと接続管にズレ・沈下等が生じないように、設置場所付近は十分に地盤を固めたうえで座台を設置する等、適切に施工する。

(表示)

第6条 ユニットは、次の各号の項目について容易に確認でき、また、簡単に消えない方法で表示されていること。

- (1) 製造業者名または表示用略号 (商標等)
- (2) 口径
- (3) 流水方向
- (4) 流路切換弁の切換方向
- (5) 仕切弁の開閉方向

(協議)

第7条 口径50mm以上のメーターを設置する場合は給水装置工事申込(内線)を行う前に市と協議を行うこと。また、指示された書類を給水装置工事申込(内線)の際に添付し提出すること。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

平成 年 月 日

八幡市長 様

申込者（所有者）

住所

氏名

印

電話

## 確 約 書

メーターバイパスユニットを設置するにあたり、下記事項を遵守することを確約いたします。

### 記

- メーターバイパスユニットは1階地表部、車両通行の無い場所に、検針・維持管理が容易な状態で設置します。
- メーターバイパスユニットの維持管理を適切に行い、蓋、ますが破損した場合は修理を行います。
- 名義変更等いかなる理由により生じる権利譲渡の場合も、上記事項を継承いたします。

工事場所	
------	--